

5面から続く

リユース食器の貸し出し(リデュース、リユース)

燃やすごみや不燃系ごみの発生抑制を図るため、リユース食器の貸し出しを行っています。自治会等による各種イベントや祭りの際に使用する使い捨て容器や割りばし等ごみの減量につながりますので、ご利用ください。

生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度(リデュース、リサイクル)

家庭から排出される生ごみを自家処理するための生ごみ減量化処理機器を購入する市内在住者に対し、購入費用の80%(上限あり)について補助金を交付しています。ぜひ、ご利用ください。

また、乾燥型電動生ごみ処理機を使用している方を対象に、生ごみ乾燥物の戸別・拠点回収を実施していますので、併せてご利用ください。

生ごみ堆肥化施策(リデュース、リサイクル) 市内の市立小・中学校、市立保育園および一部の集合住宅の22か所に乾燥型電動生ごみ処理機を設置しています。投入された生ごみは、乾燥型電動生ごみ処理機で乾燥処理した後、食品リサイクル堆肥を製造して、市民の皆さんに無料配布しています。配布は、毎週金曜日午後1時～2時(祝日・年末年始を除く)に、中町リサイクル事業所横(中町3-19-16)で行っていますので、希望する方は直接お越しください。

また、生ごみリサイクル教室、循環型社会体験(エコベジタブル)教室等の各種講習会も行っていますので、ご参加ください。

くつ・かばん類の拠点回収(リユース)

家庭で不要になったくつ・かばん類の拠点回収を実施しています。回収したものは国内外で再使用(リユース)されています。毎月第2火曜日から午後2時～3時30分に、リサイクル事業所にお持ちください。

食品の拠点回収(フードドライブ事業)(リデュース)

家庭で余っている食品を拠点回収により集め、NPO団体を通じて児童養護施設等の福祉施設に届けるとともに、食品ロスを削減する事業を行っています。毎月第2火曜日から午後2時～3時30分に、リサイクル事業所前にお持ちください。

清掃関連施設再配置事業(リサイクル)

不燃・粗大ごみ、資源物の処理について、施設の老朽化等を考慮し、循環型社会の形成に資する施設の再配置を進め、適正処理の維持を図ります。

中間処理場(貫井北町)および二枚橋焼却場跡地(東町)における不燃ごみ等の適正な処理品目、施設規模等の施設整備の方針となる清掃関連施設整備基本計画について、清掃関連施設整備基本計画検討会議等での意見を踏まえ、平成29年12月には同基本計画(案)のパブリックコメントを実施し、平成29年度中

の計画策定に努めています。再生古紙の拠点回収(リサイクル)

リサイクルが困難なため、燃やすごみとして収集し、焼却処理をしていた紙コップや紙皿等防水加工された紙や、感熱紙等の「再生古紙」の拠点回収ボックスを市内12か所に設置しています。回収した「再生古紙」は資源化され、燃やすごみの減量や資源の有効利用につながりますので、ご利用ください。

ざつがみの分別施策(リサイクル)

新聞や雑誌のほかに、燃やすごみの中には、メモ用紙やがき等、資源になるざつがみが多く混入しています。市民の皆さんに、「ざつがみは混ぜればごみ、分ければ資源」になることを広く周知するため、市では、ざつがみリサイクル袋を作成して無料配布しています。また、ざつがみの分別方法やざつがみリサイクル袋の作り方について、ちらしの全戸配布や市ホームページに掲載しています。ご家庭でのざつがみ分別の徹底をお願いいたします。

枝木・雑草類・落ち葉の分別施策(リサイクル)

燃やすごみの減量および資源化の推進を目的として、家庭で剪定した枝木・雑草類・落ち葉を無料で戸別回収し、市外の施設でチップおよび堆肥化などの資源化をしています。

使用済小型電子機器等の再生利用(リサイクル) 小型家電リサイクル法に基づき、不燃系のごみの減量や

レアメタルの回収等適正な処理および資源の有効利用を図るため、収集された不燃系ごみに含まれる使用済小型電子機器等を中間処理場で選別・回収を行っています。

資源物の持ち去り行為を禁止

古紙などの資源物を、排出した人の意図しない者が持ち去る行為を、条例で禁止しています。市民の皆さんからいただいた通報情報を基にパトロールを実施し、持ち去り行為が発生しにくい街づくりをめざしてまいります。

燃やすごみの減量

平成28年度の燃やすごみの処理量は1万2千55トとなり、これを平成27年度の1万2千70トと比較すると、18ト、約1・5%の減少となりました。

市では、燃やすごみの処理を多摩地域の各団体においており、施設周辺にお住まいの皆様および関係者の皆様へのご負担を軽減するため、さらなる燃やすごみの減量に努めていく必要があります。

市民の皆さんには日ごろよりごみの減量・資源化の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

市では、今後もごみの減量に向けた施策に全力で取り組んでいきますので、引き続き皆さんのご理解・ご協力をお願いいたします。

ごみ対策課減量推進係 (042-387-9835)

3 計画的行政

新庁舎

市の庁舎問題は、人口増加とともに、増加および多様化する市民の公共サービス需要に対応するため行政機能などが拡大する中で、庁舎施設が狭あい化・分散拡大したことに端を発しています。これらの問題を解消するため新庁舎の建設について検討を重ねてまいりました。「新庁舎建設用地として蛇の目ミシン工場跡地の購入」、「新庁舎建設までの暫定措置として第二庁舎の賃貸借」、「武蔵小金井駅南口地区市街地再開発事業に係る市の方針による駅周辺整備と新庁舎建設の一体的整備」と、市の新庁舎建設の方針は紆余曲折を経て、平成23年3月、新庁舎建設基本構想の策定により新庁舎建設を取り巻く課題の解決に向けた一歩を踏み出しました。

燃やすごみの減量

その後、新庁舎建設基本構想、基本計画の策定に当たり、市民検討委員会の方々をはじめ、1万人アンケート、市民フォーラム、パブリックコメントにご参加いただいた市民の皆さんから、多大なるご協力をいただきました。平成25年3月に策定した新庁舎建設基本計画では、新庁舎に導入する機能や整備方針、敷地条件等を定めています。平成29年度は、市民の皆さんが使いやすい市民窓口や相談機能、効率的な業務を行う

ための執務環境調査と庁舎建設予定地を最大限に活用するための施設配置案を検討する建設計画調査を行っています。新庁舎の基本理念である自治の要となる「市民のための庁舎」、人や地域に「安全でやさしい庁舎」、素顔が見える「コンパクトな庁舎」の実現をめざし、着実にその歩みを進めていきます。

施設整備

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

市では、高度経済成長期の急激な人口増加を背景として、小・中学校や公共下水道をはじめとする多くの公共施設等を比較的短期間のうちに整備してきました。現在では、約6割以上の建築系公共施設が建築後30年以上を経過しているほか、道路や公共下水道等も老朽化が顕在化しており、大規模修繕や建て替え等の検討が今後ますます重要な課題となると考えていま

す。 これまで市では、平成23年度に「施設白書」を作成し、平成25年度には「公共施設マネジメントの構築に向けて」の中で市の方向性を示すなど、一定の取り組みを進めてきました。平成28年度には国からの策定要請を踏まえ、長期的な視点を持って、公共施設の更新・統廃合・長寿命化などについての市の考えを示す公共施設等総合管理計画を策定しました。

現在、市が保有しているすべての公共施設等を更新し続けるためには、今後5年間で約千500億円(年平均43億円)と試算していますが、直近5年間の公共施設等の工事請負費の実績は年平均で約15億円程度であり、約2・9倍の差が生じる見込みとなっています。そのため、市では将来にわたって行政サービス水準の著しい低下を招かないように配慮しつつ、財源不足への対応を図るため、将来の人口動向に合わせた総量抑制に努めるとともに、将来更新費用および維持管理費の縮減に努めることを基本目標としました。

公共施設等の老朽化対策は、とても息の長い取り組みであるとともに、市民の皆さんのご理解・ご協力が欠かせません。計画的な施設更新、安全・安心の確保、市民サービスの向上などの実現に向けた今後の市の取り組みにご注目ください。

企画政策課企画政策係 (042-387-9800)